○水戸市指定居宅サービス事業等基準条例の施行に伴う経過措置を定める規則

令和２年３月31日

水戸市規則第90号

（趣旨）

第１条　この規則は，水戸市指定居宅サービス事業等基準条例（令和２年水戸市条例第13号。以下「条例」という。）付則第７項の規定に基づき，条例の施行に伴い必要な経過措置を定めるものとする。

（経過措置）

第２条　平成12年４月１日以前から存する老人短期入所事業（介護保険法施行法（平成９年法律第124号）第20条による改正前の老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下この項において「旧老福法」という。）第５条の２第４項に規定する老人短期入所事業をいう。以下同じ。）の用に供する施設（専ら当該事業の用に供するものに限る。）又は老人短期入所施設（旧老福法第20条の３に規定する老人短期入所施設をいう。以下同じ。）（同日において基本的な設備が完成されていたものを含み，同日以後に増築され，又は全面的に改築された部分を除く。）については，条例第140条第６項第１号ア及びイ，第２号ア並びに第７項の規定は，適用しない。

２　医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第８号。以下「平成13年医療法施行規則等改正省令」という。）附則第３条に規定する既存病院建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって，平成13年医療法施行規則等改正省令附則第22条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については，同条の規定にかかわらず，次の各号に掲げる基準に適合する食堂及び浴室を有しなければならない。

(1) 食堂は，内法（のり）による測定で，療養病床における入院患者１人につき１平方メートル以上の広さを有すること。

(2) 浴室は，身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

３　病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって，平成13年医療法施行規則等改正省令附則第３条の規定の適用を受けている病室を有するものについては，同条の規定にかかわらず，療養病床に係る一の病室の病床数は，４床以下としなければならない。

４　病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって，平成13年医療法施行規則等改正省令附則第６条の規定の適用を受けている病室を有するものについては，同条の規定にかかわらず，療養病床に係る病室の床面積は，内法による測定で，入院患者１人につき6.4平方メートル以上としなければならない。

５　病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって，平成13年医療法施行規則等改正省令附則第21条の規定の適用を受けているものについては，同条の規定にかかわらず，機能訓練室は，内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し，

かつ，必要な器械及び器具を備えなければならない。

6　平成13年医療法施行規則等改正省令附則第４条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による診療所旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって，平成13年医療法施行規則等改正省令附則第24条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については，同条の規定にかかわらず，次の各号に掲げる基準に適合する食堂及び浴室を有しなければならない。

(1) 食堂は，内法による測定で，療養病床における入院患者１人につき１平方メートル以上の広さを有すること。

(2) 浴室は，身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

7　病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって，平成13年医療法施行規則等改正省令附則第４条の規定の適用を受けている病室を有するものについては，同条の規定にかかわらず，療養病床に係る一の病室の病床数は，４床以下としなければならない。

8　病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって，平成13年医療法施行規則等改正省令附則第７条の規定の適用を受けている病室を有するものについては，同条の規定にかかわらず，療養病床に係る病室の床面積は，内法による測定で，入院患者１人につき6.4平方メートル以上としなければならない。

9　平成12年４月１日以前から存する有料老人ホーム（老人福祉法第29条第１項に規定する有料老人ホームをいう。）のうち，適切な運営が確保されてきたと認められるものであって，かつ，次の各号のいずれにも該当するものにあっては，条例第211条第３項又は第232条第３項の規定にかかわらず，浴室及び食堂を設けないことができる。

(1) 養護老人ホーム，特別養護老人ホーム又は軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の６に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）（以下「養護老人ホーム等」という。）を併設しており，入所者が当該養護老人ホーム等の浴室及び食堂を利用することができるものであること。

(2) 入所定員が50人未満であること。

(3) 入所者から支払を受ける家賃並びに管理及び運営費の合計額（以下「家賃等」という。）が比較的低廉であること。

(4) 入所者から利用料，条例第215条第３項各号に掲げる費用及び家賃等以外の金品（一定期間経過後又は退所時に全額返還することを条件として入所時に支払を受ける金銭を除く。）の支払を受けないこと。

10　条例第209条の規定にかかわらず，療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が，当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和６年３月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに，当該病院等の施設を介護医療院，軽費老人ホームその他の要介護者，要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供す

ることをいう。以下同じ。）を行って指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設，介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員，機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は，次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 機能訓練指導員　併設される介護老人保健施設，介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは，置かないことができる。

(2) 生活相談員又は計画作成担当者　当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じ適当と認められる数を置くこと。

11　条例第230条の規定にかかわらず，療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が，当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和６年３月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は，当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じ適当と認められる数とする。

12　条例第211条及び第232条の規定にかかわらず，療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が，当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和６年３月31日までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては，併設される介護老人保健施設，介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより，当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは，当該医療機関併設型指定特定施設に浴室，便所及び食堂を置かないことができる。

13　老人短期入所事業の用に供する施設（専ら当該事業の用に供するものに限る。），老人短期入所施設（平成12年４月１日において基本的な設備が完成されていたものを含み，同日以後に増築され，又は全面的に改築された部分を除く。）又は老人短期入所事業に相当する事業の用に供する施設若しくは老人短期入所施設に相当する施設（同日以後に増築され，又は全面的に改築された部分を除く。）で，同日以前から存するもののうち，基準該当短期入所生活介護の提供に支障がないと認められるものについては，条例第177条第２項第１号ア及びイ並びに第２号アの規定は，適用しない。

14　平成15年４月１日以前から存する指定短期入所生活介護事業所（同日以後に増築され，又は改築された部分を除く。）であって，条例第９章第５節（条例第160条第６項第１号イ（イ）を除く。）に規定する基準を満たすものについて，同号イ（イ）の規定を適用する場合においては，同号イ（イ）中「２平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは，「当該ユニットの利用者が交流し，共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

15　介護保険法の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）附則第10条第１項の規定により指定特定施設入居者生活介護事業者とみなされた者が指定特定施設入居者生活介護の事業を行う指定特定施設の介護居室であって，平成18年４月１日において定員が４人以下であったものについては，条

例第211条第３項第１号ア及び第232条第３項第１号アの規定は，適用しない。

16　平成18年４月１日以前から存する養護老人ホーム（同日において建築中であったものを含む。）にあっては，条例第232条第３項第１号アの規定は，適用しない。

付　則

この規則は，令和２年４月１日から施行する。